



高速道路無料化推進協議会 活動状況の新聞掲載です！ ～物流ウィークリー社さま～

宛先:	会員、並びにオブザーバーの皆様へ	差出人:	高速道路無料化推進協議会 会長 小野寺 和喜代
ページ数:	本状	日付:	令和4年2月7日

会員、並びにオブザーバーの皆様へ

いつも高速道路無料化推進協議会の活動に於かれましては、ご理解とご支援をありがとうございます。

この度、令和4年1月24日に、掲題の通り、物流株式会社 物流産業新聞社さまより、新聞取材を受けました。

「1年前の設立時から協議会の存在は既知でした」と、取材をスタート。

コロナ禍の物流事業者が、様々な対策や改善に取り組んでいる姿を取材している土居様から、私共の取組みに
激励やご理解を後述の様に頂いています。

つきましては、次の様に取材記事をご案内申し上げます。

確信は更に深まりました。

どうぞ、皆様におかれましても、同僚や知人に、記事のご紹介やご案内を頂ければ幸いです。

おかげさまを持ちまして、この機会を授かり、厚く御礼を申し上げます。

今後とも皆様、どうかご支援・ご鞭撻の程、宜しく願いいたします。

高速道路無料化推進協議会

会長 小野寺 和喜代



(3) 2022年(令和4年)2月7日(月曜日)

物流Weekly

総合

(第三種郵便物認可)

「高速料金徴収は違憲」で訴訟

高速道路無料化推進協議会 2月8日に第2回公判



小野寺氏

運送事業者らで組織する「高速道路無料化推進協議会」(小野寺和喜代会長)の動きが活発化している。昨年2月に発足した同協議会の会員は現在、法人43社を含めて51者。「将来は原則無料」のほが、道路整備特別措置法の下、延々と通行料金の徴収が続き、運送事業者の経営を圧迫している。同協議会は「憲法は通行の自由を保障している。半永久的な有料状態は憲法違反」と主張し、高速道路3社を相手取り、東京地裁に提訴した。青山大人、福島伸享両衆議院議員ら国会議員も加勢する中、衆議院で請願が受理され、審議は保留中。憲法に直接関係する案件だけに国会では無視できないためだ。2月8日に第2回公判が開かれ、本格的な論戦が始まるが「請願」「訴訟」、そして「社会活動」で高速道路無料化を実現させたい」と小野寺氏は意気込む。(土居忠幸)

昨年、12月21日の初公判では原告、被告双方の意見陳述が行われた。原告(協議会)は「通行料金徴収は違憲であり、特措法は『特別』を無視した超越の濫用」と主張。一方、被告側は「特措法の

その後「プール制」が導入され、償還済み道路の料金収入を別の道路の建設費などに充てることが可能になった。公団が民営化した2005年当時

「建設費を通行料金で賄い、その費用を償還すれば一般の国道と同様に無料開放するはずだったが、

ETCシステムも「日本だけのシステムで諸外国にはない。外国では、入る時に一定額の入場料を払えば、あとはどこからでも出る」とがでるという。1基あたりの導入に3億7000万円かかると言われるETCだが、協議会は必要ない」と一刀両断。ETCは「便利なようだが、高速道路会社が儲けるための道具に過ぎない。現金は割引されず、ETCカードは、関所間の距離が長ければ加算される江戸時代の通行手形と同じ」。ETCを利用した深夜割引など、「ドライバーの長時間労働を助長する要因」とも指摘する。

「収益が上がらない道路でも『時短』の名の下に新たに建造したり、通行料金は(道路会社の)都合で値上げするなど国民の人権を蹂躪している。こうした実態を多くの人が、とくに運送事業者は正しく認識してほしい」と話している。

距離制で走れば走るだけ高料金となるのが気になるが、本来、通行料金は「違憲」ということを改めて考えてほしい」と同氏。